

太田市景観計画策定業務委託業者選定プロポーザル参加要領

1. 趣旨

景観計画の策定に向けて、業務を委託するにあたり、委託業者を適正、公正に選択するため、プロポーザル(企画提案)方式で、業者選定委員会の採点審査により委託業者を決定することから、企画提案の参加業者を募集するものである。

2. 委託業務の内容

(1) 景観資源調査及び市民ニーズの把握

将来性、地域特性を踏まえた景観計画の作成を目的とし、地域実態を十分に把握し行政課題を的確に抽出するために実施する。

幅広い市民ニーズを把握するための手法をとり、それらを集計・分析する業務を実施する。

【事業実施報告納品時期】

平成20年11月28日

【事業】

○ 市民アンケート

項目、用紙作成(H19.9の景観意識アンケートなどを参考とする。)

住民データによる無作為抽出

発送(返信用封筒同封)、件数3,000件(回収見込み1/3程度≒1,000件)

集計、結果分析

事業結果報告納品 ホームページデータ 1式

○ ワークショップ

開催題目の決定

市民を対象

必要回数実施

運営全般

景観計画の策定委員として推薦できる人がいれば推薦

事業結果報告納品 ホームページデータ 1式

※ 関係者及び市民周知や会場の確保などで必要なものは太田市で行う。

(2) 規制等の意向調査

将来的な規制を実施するに当たり、企業や業界団体等の現在の考え方を把握するための手法をとり、それらを集計・分析する業務を実施する。

また、屋外広告物の現状における違反広告物等の把握を行う。

【事業実施報告納品時期】

平成20年11月28日

【事業】

○ 企業・団体等アンケート

項目、用紙作成(H19.9の景観意識アンケートなどを参考とする。)

関連企業、関連団体(必要数)

集計、結果分析

事業結果報告納品 ホームページデータ 1式

○ 屋外広告物調査

違反広告物等の把握(位置、広告主、土地所有者等)

違反ではないが、好ましくない広告物の把握(努力課題)

集計、結果分析

事業結果報告納品 ホームページデータ 1式

※ 現在所管している太田土木事務所との調整等は太田市で行う。

(3) 市民周知

景観に関し、市民が知識を得、関心を持つためのイベントや説明資料配布を実施する。

【実施時期】

- ① 本事業は、平成20年度、21年度の継続事業であり、(1)～(11)は平成20年度の委託業務である。
- ② 平成21年度に予定する主な業務内容は、次のとおりである。
 - ア) 景観計画の策定に関する業務
 - イ) 景観条例並びに屋外広告物条例及び関係例規等の制定に関する業務
 - ウ) 景観計画等の冊子印刷製本(ダイジェスト版等含む)
 - エ) 公聴会やパブリックコメント等に関する業務
 - オ) (3)に定める市民周知事業
 - カ) (4)に定める会議等の運営支援業務
 - キ) (8)～(10)に定める業務

3. 契約期間等

- (1) 契約締結予定
本契約の締結は、平成20年5月の予定。
- (2) 契約期日
契約日より平成21年3月15日までとする。

4. 委託金額の上限

委託金額の上限は、6,500,000円(消費税込み)とし、経済性に優れた提案を行うこと。

5. 参加資格

次に掲げる要件を全て満たし、かつ本業務委託の主任技術者として業務を行う者がプレゼンテーションを行なうこと。

- (1) 先進的かつ独創的な景観計画を積極的に企画提案できる能力を有していること。
- (2) 長期的な視点に立った解析・分析能力及び応用力を有していること。
- (3) 業務担当者の専門知識及び業務執行能力に優れていること。
- (4) 折衝・調整(コーディネート)能力及び合意形成能力に優れていること。
- (5) 情報収集・活用能力に優れていること。
- (6) 地域特性への理解と類似事例での豊富な業務経験を有していること。
- (7) 市民参加や会議運営におけるマネジメント能力に優れていること。
- (8) 平成20年4月1日現在で、本市が規定する入札参加資格を有し、県内あるいは関東地区に本社及び支社があること。

6. 参加要領に対する質疑応答及び回答について

事務局への質疑応答は電子メールによるものとし、4月15日(火)正午を締切とする。
事務局からの回答は、4月18日(金)中に太田市ホームページに掲載する。

7. 参加申込について

参加申込は、事務局に持参するものとし、4月22日(火)午後5時を締切とする。
提出部数は、1部とする。
提出書類は次のとおりとする。

- (1) 「景観計画策定業務委託」プロポーザル参加申請書(様式第1号)
 - (2) 業務実績等調書(様式第2号)
 - (3) 配置予定者調書(管理責任者)(様式第3号)
 - (4) 配置予定者調書(担当者)(様式第4号)
 - (5) プロポーザル参加申込概要書(様式第5条)
 - (6) 業務実績として記載した業務に係る契約書の写し
 - (7) 直近の株主総会招集通知
- ※ (3)(4)の配置予定者は、やむを得ない場合を除き変更できないものとする。

8. プロポーザル参加業者の上限

- (1) プロポーザル参加業者の上限は5者までとする。
- (2) プロポーザル参加申込が2者以上5者以下の場合は、すべての申込者を参加業者としプロポーザルを実施する。
- (3) プロポーザル参加申込が5者を超えた場合は、別に定める選定基準に基づき採点を行い、得点の高い順に5者までを参加業者としプロポーザルを実施する。
- (4) 市は、(3)の選定が行われる場合、参加申込を行った業者に対し、4月23日(水)までに電子メールにて通知するものとする。
- (5) 市は、(3)の選定が行われた場合、その結果を参加申込を行った業者に対し、4月25日(金)までに電子メールにて通知するものとする。
- (6) 選定結果に対する異議申し立ては受理しない。

9. 企画提案に必要な関係資料の貸与について

原則として太田市ホームページを参照するものとするが、参加業者の必要に応じて貸与する。

- (1) 太田市ホームページにて参照可能な主な資料
 - ・ 太田市都市計画マスタープラン
 - ・ 景観意識アンケート(平成19年9月3日～20日実施)の結果
 - ・ その他、都市計画課ホームページ参照
- (2) 上記資料の他に参考資料が必要な場合には、電子メールで連絡のこと。

10. 企画提案書の提出について

企画提案書の提出は、事務局に持参するものとし、5月12日(月)午後5時を締切とする。

提出は1者1提案とし、提出部数は15部とする。

提出書類は次のとおりとする。

- (1) 企画提案書(A4版両面印刷、縦づかい、横書き、20ページ以内、書式は自由)
企画提案書への記載事項
 - ・ 計画策定にあたっての考え方(提案の独創性、先進性、実現性)
 - ・ 地域実態や行政課題を把握し調査分析する手法、さらに課題解決と策定計画への応用例
 - ・ 市民ニーズの把握(アンケート調査等)や市民参加の手法、さらにそれらの集約と分析手法
 - ・ 事業者が行う市への業務支援(技術支援、会議コーディネート、ファシリテーター、調整など)
 - ・ 業務完了までの計画工程
- (2) 見積書(書式は自社様式で可、内訳も添付のこと)

11. 企画提案書等の取扱について

- (1) プロポーザルに関して提出した書類等(以下、「企画提案書等」という。)は、この要領に認めるものを除き、変更又は取り消しができないものとする。
- (2) 提出された企画提案書等は一切返却しない。
- (3) 企画提案書等の作成・提出等の一切の経費は、提案者の負担とする。
- (4) 応募資格を有しない者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (6) 企画提案書の提案者名は情報公開の対象とする。
- (7) 応募したプロポーザルの著作権は、その応募者に帰属する。
- (8) 採用したプロポーザルの使用権は、太田市に帰属する。

12. 業者選定委員会について

景観計画の策定に向け、委託業者を適正に選択するため業者選定委員会を構成し、企画提案のプロポーザルによる採点審査を行い、委託契約を締結する業者を選定する。

13. プレゼンテーションについて

事務局にてくじ引きを行い、その結果によりプレゼンテーション順序を決定する。

企画提案はパワーポイントにより実施し、様式第3号又は様式第4号に記載された配置予定者のうち主たる担当者となる予定者がプレゼンテーションを行う。

プレゼンテーションの持ち時間は15分程度とする。その後10分以内で質疑応答を予定。

14. 審査及び結果の発表

各参加業者のプレゼンテーション終了後、次の(1)～(6)の項目により業者選定委員会が採点・審査を行ない、後日すみやかに審査結果を発表する。

審査結果に対する異議申し立ては受理しない。

- (1) 企画提案の内容
- (2) 地域実態の把握
- (3) 市民参加の手法
- (4) プレゼンテーション
- (5) 業務執行体制
- (6) 実績

15. 委託契約の締結権

業者選定委員会にて評価点数の最高得点取得者を委託予定業者として選定し、太田市との委託契約の締結権を有するものとする。

また、最上位者が辞退を申し出た場合には、次点の業者を委託予定業者とする。

なお、同点の場合には、見積金額が低い業者を決定するものとする。

16. 受託者の責務

- (1) 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。また、業務実施に際してはコンサルタントとしての中立を遵守すること。

- (2) 再委託の禁止

受託者は、本業務に係る全部を第三者に再委託することはできない。

17. 事務局等について

本件プロポーザルの実施は、太田市都市計画部都市計画課を事務局として行なうものとする。

<問い合わせ先>

太田市 都市計画部 都市計画課 まちづくり推進係

〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号

TEL 0276-47-1111(代表)内線2814

0276-47-1839(直通)

FAX 0276-47-1883

メールアドレス 030300@mx.city.ota.gunma.jp